

(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

令和元年8月30日第二部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	平成31年1月10日
担当部署	渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
マックスバリュ北海道株式会社	札幌市中央区北八条西二十一丁目1番10号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	マックスバリュ函館若松店 函館市若松町25番1ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成 札幌市中央区北八条西二十一丁目1番10号	
(3)新設日	令和元年9月11日	
(4)店舗面積の合計	1,743㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	53台
	駐輪場の収容台数	30台
	荷さばき施設面積	134㎡
	廃棄物保管施設容量	28㎡
(6)施設の運営方法	開店・閉店時間	開店時間 午前 7時00分 閉店時間 午前 0時00分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から午前0時30分まで
	駐車場の出入口数	出入口3箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分から午後10時00分まで

3. 審査事項

(1)駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数52台≤駐車場台数53台
	従業員駐車場等の整備	来客駐車場とは別に敷地内に24台を確保

駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	30台（駐輪場30台、自動二輪0台）									
来客車両等の入出庫方法	平面自走式									
搬入車両等の誘導	専用・共用									
歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 									
交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図る。 									
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・従業員駐車場・冬季堆積場所や駐車場外周部に一時堆積しますが、道路又は隣地に雪が崩れるような除雪・堆積は絶対行わないとともに、一時堆積するものの適時排雪を行って雪山が長く堆積することが無いよう留意する。 ・従業員駐車場、冬季堆積場所や駐車場外周部に一時堆積しますが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。 									
その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・オープン時にはチラシにより案内経路を周知するとともに、大規模な販売促進事業を行う際には交通整理員を配置して、交通安全の確保を図る。 									
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベル予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価				
			1	60dB	39dB	○				
			2	60dB	43dB	○				
			3	60dB	51dB	○				
			4	60dB	46dB	○				
	夜間の等価騒音レベル予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価				
			1	50dB	31dB	○				
			2	50dB	36dB	○				
			3	50dB	35dB	○				
			4	50dB	37dB	○				
	夜間の音源毎騒音レベル最大値予測結果	予測地点	音源の種類	区域の区分	敷地境界		予測地点	直近住居壁際等		評価
					適用される規制基準値	予測結果		適用される規制基準値	予測結果	
a1		空調機①	第3種区域	50dB	45dB				◎	
a2		空調機②	第3種区域	50dB	53dB	a2'	50dB	26dB	○	
a3		空調機③	第3種区域	50dB	48dB				◎	
a4		冷凍機	第3種区域	50dB	40dB				◎	
a5		排気④	第3種区域	50dB	46dB				◎	
c1	※客自動車走行音	第3種区域	50dB	74dB	c1'	50dB	37dB	○		

	c 2	乗客自動車走行音	第3種区域	50dB	66dB	c2'	50dB	46dB	○
	c 3	乗客自動車走行音	第3種区域	50dB	49dB				◎
	d 1	ドア開閉音	第3種区域	50dB	54dB	d1'	50dB	37dB	○
	d 2	ドア開閉音	第3種区域	50dB	57dB	d2'	50dB	46dB	○
	d 3	ドア開閉音	第3種区域	50dB	49dB				◎
<p>評価欄 ◎：騒音レベルの最大値が敷地境界で満足 ○：騒音レベルの最大値が直近住居壁際で満足。 ×：住居壁際で規制基準を超過。</p>									
騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗職員や取引先に対して、自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。 								
荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。 								
付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機は最新の低騒音型を設置する。 								
青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。 								
その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に午後 10 時以降及び午前 6 時以前には行わない。 ・午後 10 時以降は、店舗に隣接する住宅に対する自動車騒音軽減に配慮し、出入口③をチェーンバリカーで閉鎖するとともに、一般乗客自動車駐車場が駐車しないよう、従業員駐車場と一般駐車場の境界にコーンを設置する。 ・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。 ・駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう啓蒙する。 								
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 8 m ³ ≤ 設置容量 28 m ³							
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管施設は屋内に設け、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。 							
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 							
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。 							
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・生ゴミ等は屋内の冷蔵廃棄物保管施設に密閉して保管し、悪臭の発生を防ぐ。 							
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講ずる。 							

(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域において街並みづくりが行われる場合、取組みを阻害することのないよう調和を図るよう努める。 ・屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守する。
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部使用、或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力をを行う。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・夜間は機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。
(7) 関係行政機関との協議状況		
北海道函館方面函館西警察署交通課		<ul style="list-style-type: none"> ・11月27日、届出書案を提出し、概要を説明。 ① 高砂通は比較的交通量が多いので、右折入出庫をしないよう案内するか、入口と出口に分離して駐車場内は右回りの誘導を図るようするか検討するように。 ⇒ 出入口②は右折入出庫しないよう案内する。 ② 駐車場内歩行者通路の横断歩道部分は一時停止線を表示するように。 ⇒ 駐車場内歩行者通路の横断歩道部分に一時停止線を表示する。
北海道警察本部交通規制課		<ul style="list-style-type: none"> ・12月17日、届出書案を提出し、概要を説明。 ① 特に指導事項なし。⇒ 承知
函館市	経済部商業振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・11月28日、届出書案を提出し、概要を説明。 ① 関係各課に説明するように。⇒承知
	都市建設部都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・11月28日、届出書案を提出し、概要を説明。 ① 後日駐車場設置計画書を提出するように。 ⇒ 駐車場設置計画書を提出する。
	環境部環境対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・11月28日、届出書案を提出し、概要を説明。 ① 建設騒音や振動に留意するように。 ⇒ 建設工事の際は周辺に影響が少ないよう配慮する。
	環境部環境推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・11月28日、届出書案を提出し、概要を説明。 ① 特に指導事項なし。⇒ 承知

	教育委員会学校 教育部保健給食課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月28日、届出書案を提出し、概要を説明。 ① 計画地は、中部小学校及び巴中学校の校区内であり工事日程等が決定した際には両校に説明すること。⇒ 承知 	
	市民部交通安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月28日、届出書案を提出し、概要を説明。 ① 特に指導事項なし。⇒ 承知 	
	市民部くらし 安心課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月28日、届出書案を提出し、概要を説明。 ① 特に指導事項なし。⇒ 承知 	
道路管理者	函館市土木部 道路管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月28日、届出書案を提出し、概要を説明。 ① 低下幅員は6.4m以内とし、出入口位置は植樹柵と少し離してほしい。 排水柵等がある場合は移設等の対策を。 位置を決定した図面と出入口周辺の写真を 持参して再協議するように。 ⇒ 出入口決定後、図面と写真を持参して再 協議する。 ・ 12月20日、駐車場入口位置を決定した図面 及びその周辺写真を提出し位置について了承を 得る。 排水柵や植栽等の移設や改修など詳細は施工時 前に協議する。 	
(8) 其他関係機関との協議状況			
	函館バス（株）	バス事業部管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月28日、計画図面を提出し、バス停移動の依頼をする。 ① 移動は可能である。来年4月の改編時期に合わせて移動したいので平成31年2月中旬に詳細協議をしたい。 ⇒ 平成31年2月中旬に詳細協議を行う。
4. 市町、住民等の意見			
(1) 市町村の意見	なし		
(2) 住民等の意見	なし		
5. 道（渡島総合振興局連絡調整会議）の意見			
<p>【環境生活課意見】 北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、一定規模（500㎡）以上の駐車場の設置・管理者は、駐車場利用者に対し、アイドリングストップの実施を周知する必要がある。</p>			

